

給与並びに退職金規程

2024（令和6）年5月24日適用

鎮西学院高等学校

（学校法人 鎮西学院）

目 次

第 1 章 総 則

第1条	目 的	．．．．．3
第2条	適用範囲	

第 2 章 給 与

第3条	体 系	
第4条	基本給	．．．．．4
第5条	役職手当	
第6条	管理職員特別勤務手当	
第7条	教職調整額	
第8条	義務教育等教員特別手当	
第9条	特殊勤務手当	
第10条	学納金手当	
第11条	特別手当	
第12条	時間外勤務手当	．．．．．5
第13条	休日勤務手当	
第14条	深夜勤務手当	
第15条	扶養手当	
第16条	住宅手当	
第17条	通勤手当	．．．．．6
第18条	計算期間および支払日	
第19条	支払方法	
第20条	休暇中等の給与	．．．．．7
第21条	休職中の給与	
第22条	休業手当	
第23条	基本給の定期昇給等	
第24条	定期昇給の算定期間	．．．．．8
第25条	定期昇給の保留	
第26条	賞 与	

第 3 章 退職金

第27条	退職金の支給条件	
------	----------	--

第28条	基準基本給日額	
第29条	勤続年数の算定	・ ・ ・ ・ ・ 9
第30条	支給額	

第4章 雑 則

第31条	慶弔見舞金	
	附 則	・ ・ ・ ・ ・ 9
	別 表	・ ・ ・ ・ ・ 10～19

第1章 総 則

(目 的)

第1条 学校法人鎮西学院が運営する鎮西学院高等学校（以下「高校」という。）の就業規則に基づき、専任教職員の給与並びに退職金に関する基準および支払等を定める。

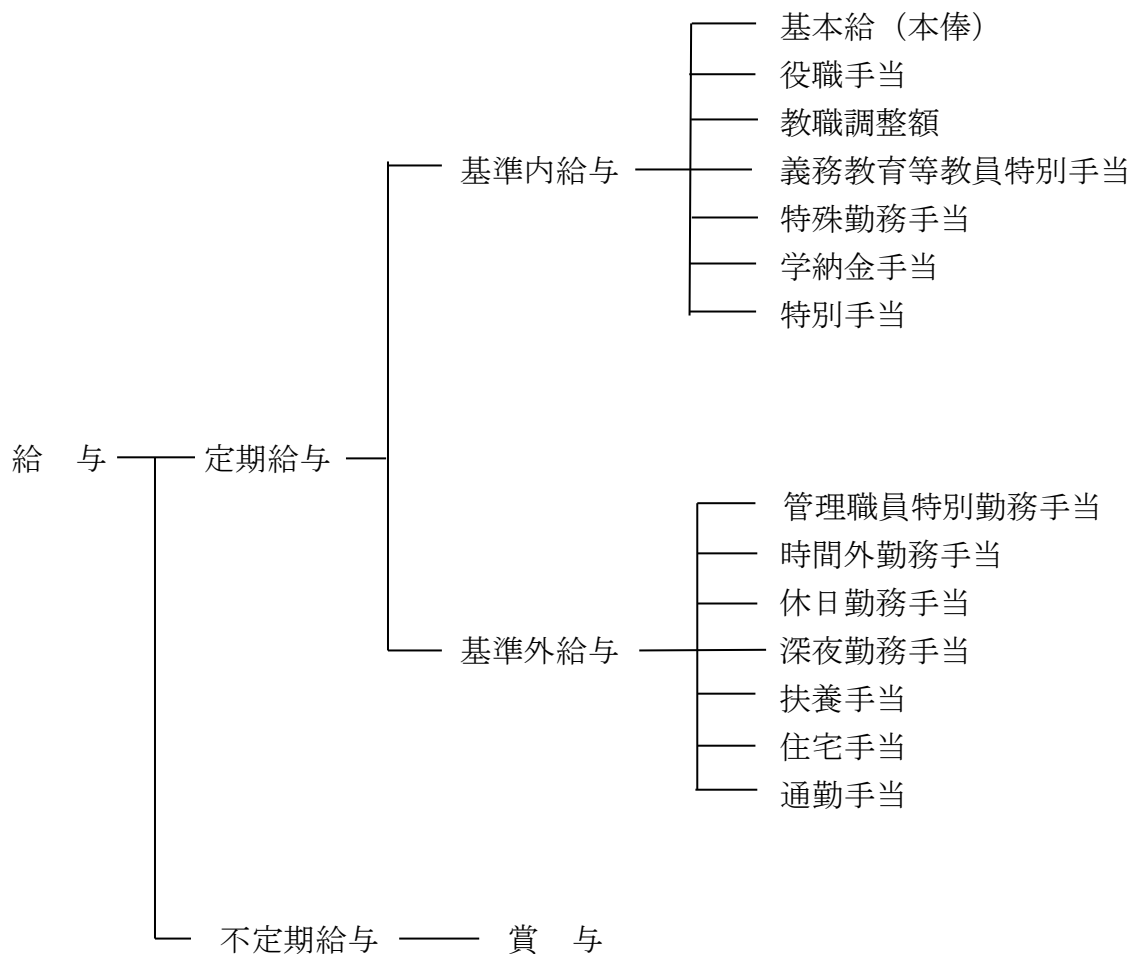
(適用範囲)

第2条 就業規則に規定された専任教職員（以下「職員」という。）に適用し、契約教職員には適用しない。

第2章 給 与

(体 系)

第3条 職員へ支給すべき給与体系は、次の通りとする。



(基本給)

第4条 基本給は月給制とし、長崎県教育職の俸給表に準拠するものとする。

2、本人の年齢、学歴、保有資格、経験知識等を考慮の上、各人ごとに合理的かつ客観的基準に基づき決定する。

3、前項に関わらず、新卒採用時の初任給は別表 1 のとおりとする。

4、職員に適用する等級は役職、担当職務に応じて別表 2 のとおりとする。

5、前職における経歴者については、下記を参考に校長が決定する。

①教員歴は 10 割

②教員歴以外の職歴は 5 割～8 割の範囲

6、歴月の途中で退職した場合のその月の基本給は、日割り計算をもって支給する。

(役職手当)

第5条 役職手当は月額定額制とし、別表 3 のとおり支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第6条 管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日(以下「週休日等」という。)に勤務した場合、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後 10 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。管理職員特別勤務手当支給要件及び支給額は別表 4 に定める。

(教職調整額)

第7条 教職員の職務と勤務態様の特殊性に基づく教員に対して、別表 5 による教職調整額を支給する。

(義務教育等教員特別手当)

第8条 教員に対して、別表 6 に定める義務教育等教員特別手当を支給する。

(特殊勤務手当)

第9条 特殊な勤務に従事する職員に対して、特殊勤務手当(別表 7)を支給する。

(学納金手当)

第10条 学院の学校に在学する子を有する職員に対しては、学納金手当を支給する(別表 8、8①)。

(特別手当)

第11条 採用した職員(新卒採用者を除く。)について、前職との給与調整のため

め必要な場合は、特別手当を支給することができる。
支給額は、その都度決定する。

(時間外勤務手当)

第12条 所定労働時間を超えて勤務した場合は、次のとおり時間外勤務手当を支給する。

$$\frac{\text{基準内給与}}{\text{一月当たりの平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$$

(休日勤務手当)

第13条 法定外休日に勤務した場合は、次のとおり法定外休日勤務手当を支給する。

$$\frac{\text{基準内給与}}{\text{一月当たりの平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日勤務時間数}$$

(深夜勤務手当)

第14条 深夜（午後 10 時から翌午前 5 時まで）に勤務した場合は、次のとおり深夜勤務手当を支給する。

$$\frac{\text{基準内給与}}{\text{一月当たりの平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$$

(扶養手当)

第15条 共済保険上の扶養親族がいる職員に対しては、別表 9 による扶養手当を支給する。

- 2、職員は、上記扶養要件に該当したときは、必要書類等を添付して申請しなければならない。
- 3、扶養手当は、該当した月から該当しなくなった月の前月まで支給する。
- 4、職員は、扶養状況に異動があった場合は遅滞なく高校へ届出なければならない。また、届出が遅れて過誤払が生じたときは、返金しなければならない。

(住宅手当)

第16条 住宅手当は、次の要件に該当する職員に対して支給する。

- (1) 主たる契約部分が職員名義で賃貸契約を締結している場合。
- 2、住宅手当の額は別表 10 のとおりとする。

- 3、職員は、上記住宅手当の要件に該当したときは、必要書類等を添付して申請しなければならない。住宅手当は、申請が行われた翌月から支給し、該当しなくなった月をもって支給を停止する。ただし、申請日が月の初日のときはその月から支給する。また、遅れて申請があっても遡及して支給はしない。
- 4、職員は、上記住宅手当の要件に該当しなくなったときは、遅滞なく高校へ届け出なければならない。また、届け出が遅れて過誤払が生じたときは、返金しなければならない。
- 5、高校は、必要に応じて適宜、住宅に関する資料の提示を該当職員へ求めることができる。該当職員は正当な理由なく拒んではならない。

（通勤手当）

第17条 通勤のため、自家用車で通勤する職員に対しては、通勤距離に応じた通勤手当を別表 11 により支給する。

- 2、前項の通勤距離は、経済的かつ合理的な経路でなければならない。
なお、有料道路の利用については、合理的理由があり、かつ高校が認めた場合には有料道路通行費用の全部または一部を支給することがある。
- 3、上記算出式中、片道の通勤距離において 1km 未満については四捨五入した距離数を用いる。
- 4、公共交通機関で通勤する職員に対しては、原則、6 ヶ月分の定期券等の価格による一括支給とする。ただし、1 ヶ月あたりの上限額は 55,000 円とする。
- 5、職員が月の初日から月末まで出勤しないときは、通勤手当は支給せず、その月の所定勤務日数の 2 分の 1 未満の出勤の場合は、日割り計算をもって支給する。

（計算期間および支払日）

第18条 定期給与の一計算期間は、毎月 1 日から当月末日までとする。

- 2、職員の基準内給与及び扶養手当、住宅手当、通勤手当は当月 21 日に支給する。その他の手当では翌月 21 日に支給する。
- 3、支給日が金融機関の休日と重複した場合はその前日に支給する。

（支払方法）

第19条 給与は通貨で直接、職員にその全額を支払う。

ただし、職員の同意を受けた場合は、その指定する金融機関の口座等に振り込むことにより給与を支払うものとする。

- 2、次に掲げるものは、給与から控除する。

- ① 源泉所得税
- ② 雇用保険料、社会保険料の被保険者負担分
- ③ 労使協定で控除することを取り決めたもの

(休暇中等の給与)

第20条 年次有給休暇その他の休暇休業における給与の取扱は次のとおりとする。

- ① 年次有給休暇 . . . 給与を支給する。
- ② 特別有給休暇 . . . 給与を支給する。
- ③ 産前産後の休業 . . . 給与を支給する。
- ④ 母性健康管理のための休暇等 . . . 給与を支給する。
- ⑤ 育児休業等 . . . 給与は支給しない。
- ⑥ 介護休業等 . . . 給与は支給しない。

(休職中の給与)

第21条 休職発令後 6 ヶ月は、基本給、扶養手当、住宅手当の 80%を支給する。

- 2、共済組合による傷病手当金を受給する場合は、第 1 項に定める給与の 80%に満たない額を支給する。

(休業手当)

第22条 高校の責めに帰すべき事由により休業を命じられた場合は、平均賃金の 60%を支給する。

(基本給の定期昇給等)

第23条 9 ヶ月以上在籍する職員の基本給の改定は、学院及び高校の業績及び職員の勤務成績、人事評価等を総合的に考慮の上、基本給の昇給を行なうことがある。

- 2、昇給の時期は、毎年 4 月 1 日とする。
- 3、在籍期間 9 ヶ月未満の職員に対する定期昇給は次のとおりとする。

在籍期間	昇給の状況
3 ヶ月未満	昇給は実施しない。
3 ヶ月以上 6 ヶ月未満	基準額の 2 分の 1
6 ヶ月以上 9 ヶ月未満	基準額の 4 分の 3

- 4、3 月 31 日において、満 55 才以降の定期昇給は実施しない。
- 5、育児又は介護休業中の職員に対しては、「育児・介護休業に関する規程」に定める。
- 6、勤務状況によっては、基本給の降給も行なうことがある。

(定期昇給の算定期間)

第24条 定期昇給の算定期間は、前年4月1日より当年3月31日までとする。

(定期昇給の保留)

第25条 次の各号に該当したときは、当該定期昇給に限り定期昇給を保留することがある。

- ① 算定対象期間中50日以上欠勤、もしくは休職した場合。ただし、次の日数は参入しない。
 - (ア) 就業規則に定められた休暇
 - (イ) 業務中負傷し又は疾病に罹患し、欠勤した日数
- ② 就業規則に違反し、職務怠慢と認められる場合。
- ③ 懲戒処分による昇給停止を受けた場合。

(賞 与)

第26条 賞与は、原則として年2回、6月1日および12月1日（以下この日を「基準日」という。）に在籍する職員に対して、6月、12月に支給する。新卒（中途）採用者、休職中、休業中の職員には実勤務状況に応じて案分した支給額とする。

2、賞与の算定期間は、次のとおりとする。

- ① 6月支給：前年12月2日～6月1日
- ② 12月支給：6月2日～12月1日

3、支給額は、基本給に扶養手当を加えた基準額に支給率を乗じた額とする。ただし、業績の著しい変化などがある場合は、支給の時期の変更や支給率の調整について労使間で話し合い決定する。

4、欠勤のある者の支給額は基準額の60分の1に欠勤日数を乗じた額を減じた額とする。ただし、減額の上限は、本来支給額の2割までとする。

第3章 退職金

(退職金の支給条件)

第27条 高校に1年以上在職し、退職または死亡した職員には退職金を支給する。

(基準基本給日額)

第28条 退職金計算の基礎となる基準基本給日額は、退職前2ヶ年の平均基本給月額額の30分の1（円未満は切り捨て）をもって計算する。

(勤続年数の算定)

第29条 勤続年数は、職員として任用された日より退職または死亡の日までを暦日に従って計算する。

- 2、育児休業、介護休業の期間は、勤務したものとみなし勤続年数に加算する。
- 3、勤続年数に1年未満の端数が生じたときは、6ヶ月以上は1年に繰り上げ、6ヶ月未満は切り捨て処理を行う。

(支給額)

第30条 退職金支給額は、基準基本給日額に在職年数に応じた別表12による日数を乗じて得た計算額と、長崎県私立学校退職金財団規則に基づく計算額とのいずれか高額の額を退職金の支給額とする。

第4章 雑 則

(慶弔見舞金)

第31条 職員の慶弔・罹災の際は、祝金又は見舞金、香料を贈ることがある。

附 則

この規程は、2020（令和2）年4月1日から適用する。

この規程は、2023（令和5）年4月1日から適用する。

この規程は、2024（令和6）年4月1日から適用する。

この規程は、2025（令和7）年4月1日から適用する。

付則 1

当分の間、職員の給料月額、当該職員（校長、指導監、副校長、教頭、事務長を除く）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、給料表に基づく号給支弁職員については、当該職員に適用される給料の号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

なお、諸手当は、通勤手当、住居手当、扶養手当、役職手当、学納金手当、運転業務に係る特別手当を除き、給料月額と同様に、100分の70を乗じて得た額とする。

また、現就業規則により62歳で定年となる職員については、本付則は適用させない。

別表 1（第 4 条第 3 項 新卒採用時の初任給）

最終学歴	職員給料表		
	教 員	事務職	労務職
修士課程	2 級 9 号		
4 年制大学卒	2 級 1 号	1 級 25 号	
短期大学卒	1 級 9 号	1 級 13 号	
高校卒		1 級 5 号給	1 級 9 号

※主任の初任給は 2 級 13 号

別表 2（第 4 条第 4 項）

教育職俸給表

賃金等級 役 職	1 級	2 級	3 級	4 級
校 長				○
指導監・副校長・教頭			○	
主任教諭		○		
教 諭	○	○		

行政職俸給表

賃金等級 役 職	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
事務長						○
課 長				○	○	
係 長		○	○			
主 任		○	○			
一 般	○	○	○			

別表 3 (第 5 条 役職手当)

役職名	役職手当(円)
校 長	63,700
指導監・副校長	48,000
教頭・事務長	45,000
事務次長	40,000
宗教主事	30,000
課 長	35,000
係 長	7,000
教務主任・広報入試主任	10,000
生徒指導主任・進学主任	10,000
就職主任・学年主任	4,000
カウンセラー主任	
公務員指導主任	
寮務主任	5,000
生徒会主任	4,000
運行・施設主任	5,000
主 任	6,000

- ※ 同一人物が、複数の役職を兼務した場合は、最も高額な役職手当だけを支給する。
 なお、役職手当額が現支給額を下まわる場合は、同額となるまで現手当額を支給する。

別表 4 (第 6 条 管理職員特別勤務手当)

	管理職員特別勤務手当の額	
	週休日等の特別勤務	平日深夜の特別勤務
校長	8,000 円	4,000 円
指導監・副校長・教頭・事務長	6,000 円	3,000 円
課長	4,000 円	2,000 円

別表 5 (第 7 条 教職調整額)

教職調整額＝本俸の 100 分の 4 (1 円未満切り上げる)

別表 6 (第 8 条 義務教育等教員特別手当)・・・16～19 ページに別掲

別表 7 (第 9 条 特殊勤務手当)

スクールバス運転手当	16,000 円／月
運転調整手当	13,000 円／月
ロング寮宿直指導手当	6,000 円／日
ロング寮日直指導手当	5,000 円／日
ロング寮学習指導手当	1,500 円／時間
スクールバス運転手特別出勤手当	6,000 円／日
学院チャペル奏楽者手当	5,000 円／月

別表 8 (第 10 条 学納金手当)

大 学	授業料の半額
高等学校	授業料相当額
幼稚園 (保育部門)	保育料相当額 (別途階層毎に定める)

別表 8 ①

認定こども園保育部門における学納金手当

階 層	学納金手当(長時間)			学納金手当(短時間)		
	諫早市	大村市	長崎市	諫早市	大村市	長崎市
第1階層(生活保護)	0	0	0	0	0	0
第2階層(市民税非課税)	0	0	0	0	0	0
第3階層(市民税 48,600円未満)	16,300	19,000	16,000	16,000	18,800	16,000
第4階層(市民税 97,000円未満)	23,500			23,100		21,600
第5階層(市民税 169,000円未満)	25,800			25,400		
第6階層(市民税 301,000円未満)	27,500			27,000		
第7階層(市民税 397,000円未満)	28,300			27,800		
第8階層(市民税 397,000円以上)	28,500			28,000		

※ひとり親世帯	学納金手当(長時間)			学納金手当(短時間)		
	諫早市	大村市	長崎市	諫早市	大村市	長崎市
第3階層	7,600	9,000	7,500	7,400	8,900	7,500
第4階層 (市民税所得割額 77,101円未満)	7,600	9,000	9,000	7,400	9,000	9,000

基本的に、第4階層以降は、諫早市に準じ学納金手当を定める。

高校の学納金手当以下の保育料は、保育料=学納金手当とする。

なお、届出階層等に変動があった場合は、利用者負担額(保育料)通知書の提出をもって受理する。提出が遅延し、届出が翌月となった場合、増額は、届出月からの増額、減額は、遡って返納する。

別表 9 (第 15 条 扶養手当)

対象親族	扶養手当 (月額)
配偶者	6,500 円
子 (15 歳到達年度末まで)	10,000 円
子 (満 16 歳到達年度初め～満 22 歳到達年度末まで)	15,000 円
配偶者、子以外の親族	6,500 円

別表 10 (第 16 条 住宅手当)

月例家賃の額	住宅手当の月額 (100 円未満切り捨て)
月額 23,000 円以下	月例家賃額－12,000 円
23,000 円を超え 55,000 円未満	(月例家賃額－23,000 円) × 1/2 + 11,000 円
55,000 円以上	27,000 円

別表 1 1 (第 17 条 通勤手当)

片道の通勤距離 (km)	通勤手当 (月額)
2km～5km 未満	2,000 円
5km～10km 未満	4,100 円
10km～15km 未満	6,500 円
15km～20km 未満	8,900 円
20km～25km 未満	11,300 円
25km～30km 未満	13,700 円
30km～35km 未満	16,100 円
35km～40km 未満	18,500 円
40km～45km 未満	20,900 円
45km～50km 未満	21,800 円
50km～55km 未満	22,700 円
55km～60km 未満	23,600 円
60km 以上	24,500 円

※有料道路の利用については、合理的理由があり、かつ高校が認めた場合には有料道路通行費用の全部または一部を支給することがある。

別表 1 2 (第 30 条 退職金支給額算出日数)

在籍期間	日 数	在籍期間	日 数	在籍期間	日 数
年月以上～年月未満	日	年月以上～年月未満	日	年月以上～年月未満	日
		10.6 ～ 11.0	257	20.6 ～ 21.0	567
1.0 ～ 1.6	20	11.0 ～ 11.6	270	21.0 ～ 21.6	585
1.6 ～ 2.0	32	11.6 ～ 12.0	282	21.6 ～ 22.0	602
2.0 ～ 2.6	45	12.0 ～ 12.6	295	22.0 ～ 22.6	620
2.6 ～ 3.0	57	12.6 ～ 13.0	307	22.6 ～ 23.0	637
3.0 ～ 3.6	70	13.0 ～ 13.6	320	23.0 ～ 23.6	655
3.6 ～ 4.0	82	13.6 ～ 14.0	335	23.6 ～ 24.0	672
4.0 ～ 4.6	95	14.0 ～ 14.6	350	24.0 ～ 24.6	690
4.6 ～ 5.0	107	14.6 ～ 15.0	365	24.6 ～ 25.0	707
5.0 ～ 5.6	120	15.0 ～ 15.6	380	25.0 ～ 25.6	725
5.6 ～ 6.0	132	15.6 ～ 16.0	395	25.6 ～ 26.0	742
6.0 ～ 6.6	145	16.0 ～ 16.6	410	26.0 ～ 26.6	760
6.6 ～ 7.0	157	16.6 ～ 17.0	427	26.6 ～ 27.0	777
7.0 ～ 7.6	170	17.0 ～ 17.6	445	27.0 ～ 27.6	795
7.6 ～ 8.0	182	17.6 ～ 18.0	462	27.6 ～ 28.0	812
8.0 ～ 8.6	195	18.0 ～ 18.6	480	28.0 ～ 28.6	830
8.6 ～ 9.0	207	18.6 ～ 19.0	497	28.6 ～ 29.0	847
9.0 ～ 9.6	220	19.0 ～ 19.6	515	29.0 ～ 29.6	865
9.6 ～ 10.0	232	19.6 ～ 20.0	532	29.6 ～ 30.0	882
10.0 ～ 10.6	245	20.0 ～ 20.6	550	30.0 ～ 30.6	900

※学院退職一時金表による計算額と、長崎県私立学校退職金財団規則に基づく計算額とのいずれか高額の額を退職金とする。

別表 6（第 8 条 義務教育等教員特別手当 2012 年 4 月 1 日より適用）

単位：円

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
1	2,000	2,500	5,100	6,800
2	2,000	2,500	5,100	6,800
3	2,000	2,500	5,100	6,800
4	2,000	2,500	5,100	6,800
5	2,000	2,600	5,200	6,900
6	2,000	2,600	5,200	6,900
7	2,000	2,600	5,200	6,900
8	2,000	2,600	5,200	6,900
9	2,100	2,800	5,400	7,100
10	2,100	2,800	5,400	7,100
11	2,100	2,800	5,400	7,100
12	2,100	2,800	5,400	7,100
13	2,200	2,900	5,500	7,200
14	2,200	2,900	5,500	7,200
15	2,200	2,900	5,500	7,200
16	2,200	2,900	5,500	7,200
17	2,300	3,000	5,700	7,400
18	2,300	3,000	5,700	7,400
19	2,300	3,000	5,700	7,400
20	2,300	3,000	5,700	7,400
21	2,400	3,200	5,900	7,500
22	2,400	3,200	5,900	7,500
23	2,400	3,200	5,900	7,500
24	2,400	3,200	5,900	7,500
25	2,600	3,300	6,000	7,600
26	2,600	3,300	6,000	7,600
27	2,600	3,300	6,000	7,600
28	2,600	3,300	6,000	7,600
29	2,700	3,500	6,100	7,700
30	2,700	3,500	6,100	7,700
31	2,700	3,500	6,100	7,700
32	2,700	3,500	6,100	7,700
33	2,800	3,700	6,300	7,900
34	2,800	3,700	6,300	7,900
35	2,800	3,700	6,300	7,900
36	2,800	3,700	6,300	7,900
37	2,900	3,800	6,400	8,000
38	2,900	3,800	6,400	
39	2,900	3,800	6,400	
40	2,900	3,800	6,400	
41	3,100	4,100	6,600	

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
42	3,100	4,100	6,600	
43	3,100	4,100	6,600	
44	3,100	4,100	6,600	
45	3,200	4,300	6,800	
46	3,200	4,300	6,800	
47	3,200	4,300	6,800	
48	3,200	4,300	6,800	
49	3,300	4,500	6,900	
50	3,300	4,500	6,900	
51	3,300	4,500	6,900	
52	3,300	4,500	6,900	
53	3,400	4,800	7,000	
54	3,400	4,800	7,000	
55	3,400	4,800	7,000	
56	3,400	4,800	7,000	
57	3,500	4,900	7,100	
58	3,500	4,900	7,100	
59	3,500	4,900	7,100	
60	3,500	4,900	7,100	
61	3,600	5,100	7,200	
62	3,600	5,100	7,200	
63	3,600	5,100	7,200	
64	3,600	5,100	7,200	
65	3,700	5,300	7,300	
66	3,700	5,300	7,300	
67	3,700	5,300	7,300	
68	3,700	5,300	7,300	
69	3,800	5,400	7,400	
70	3,800	5,400	7,400	
71	3,800	5,400	7,400	
72	3,800	5,400	7,400	
73	3,900	5,500	7,500	
74	3,900	5,500	7,500	
75	3,900	5,500	7,500	
76	3,900	5,500	7,500	
77	4,000	5,600	7,500	
78	4,000	5,600		
79	4,000	5,600		
80	4,000	5,600		
81	4,100	5,800		
82	4,100	5,800		
83	4,100	5,800		
84	4,100	5,800		
85	4,100	5,900		
86	4,100	5,900		

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
87	4,100	5,900		
88	4,100	5,900		
89	4,200	6,100		
90	4,200	6,100		
91	4,200	6,100		
92	4,200	6,100		
93	4,300	6,200		
94	4,300	6,200		
95	4,300	6,200		
96	4,300	6,200		
97	4,400	6,300		
98	4,400	6,300		
99	4,400	6,300		
100	4,400	6,300		
101	4,400	6,400		
102	4,400	6,400		
103	4,400	6,400		
104	4,400	6,400		
105	4,500	6,500		
106	4,500	6,500		
107	4,500	6,500		
108	4,500	6,500		
109	4,500	6,600		
110	4,500	6,600		
111	4,500	6,600		
112	4,500	6,600		
113	4,600	6,700		
114	4,600	6,700		
115	4,600	6,700		
116	4,600	6,700		
117	4,700	6,800		
118	4,700	6,800		
119	4,700	6,800		
120	4,700	6,800		
121	4,700	6,900		
122	4,700	6,900		
123	4,700	6,900		
124	4,700	6,900		
125	4,800	6,900		
126	4,800	6,900		
127	4,800	6,900		
128	4,800	6,900		
129	4,900	6,900		
130	4,900	6,900		
131	4,900	6,900		

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
132	4,900	6,900		
133	4,900	7,000		
134	4,900	7,000		
135	4,900	7,000		
136	4,900	7,000		
137	4,900	7,100		
138	4,900			
139	4,900			
140	4,900			
141	5,000			
142	5,000			
143	5,000			
144	5,000			
145	5,100			
146	5,100			
147	5,100			
148	5,100			
149	5,100			
150	5,100			
151	5,100			
152	5,100			
153	5,100			